



東海学院大学における
障害等のある学生の支援体制の
構築の紹介

東海学院大学 人間関係学部子ども発達学科 客員教授
東海学院大学短期大学部・東海学院大学 障害学生支援員委員会委員 池田敦子

本セミナーの概要

- 私立大学の学生支援の現状
- 東海学院大学の障害等のある学生支援の歩み
- 本学における障害等のある学生支援の体制
- 本学の課題と今後の障害等のある学生の支援に向けて

私立大学の学生支援の現状 1

・向井(2007)は入試形態の多様化、**少子化・学生数の減少の中**で、大学教員は知的障害やボーダーライン・グレーゾーンの学生が一定数存在していると感じていると指摘した。

・進学率が50% を超え、今まで排除されていた学生も大学にアクセス可能となり、**学生の意識や生活の実態の多様性と多様な困難を有する学生や障害学生が増加し、大学教育の困難を増加させている**(姉崎:2015)。

・大学における障害学生支援の現状において、私立大学の学生支援は、教員の関わりが重視されているが**学生に対する支援の方策は対応する教員に任されていることが多く、個々の発達困難がある学生にふさわしい支援内容であるかについて、十分に検討がなされていない現状**にある(池田・横山:2019)。

・柏倉(2021)は日本学生支援機構での障害学生支援理解・啓発セミナーにおいて「日本の大学学部生の約80%は私立大学で学んでおり、そのうち令和2年度の私立大学学部在籍障害学生の在籍率は約1%」であり、「専門委員会の設置は37.8%、障害学生を他の部署・機関が対応している大学は76.3%」と報告し、**全国の大学の多数を占める私立大学における障害学生支援の体制整備の課題**を指摘している。

・コロナ禍で、障害のない学生もある学生も困難な大学生活を強いられている。

私立大学の学生支援の現状 2

日本私立学校振興・共済事業団
私学経営情報センター私学情報室（2021）
令和3（2021）年度 私立大学・短期大学等 入学志願動向

4年制大学の概要

- ・受験者数、入学者数は前年度から減少したが、入学定員、合格者数は増加した。
- ・入学定員充足率が100%未満の大学は93校増加して277校となり、大学全体に占める未充足校の割合は15.4ポイント上昇して、46.4%となった。

短期大学の概要

- ・入学定員、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数は、前年度からいずれも減少した。
- ・入学定員充足率が100%未満の短期大学は24校増加して239校となり、短期大学全体に占める未充足校の割合は9.7ポイント上昇し、83.6%となった。

多様な困難を抱えた学生の進学が見込まれている

本学の概要



岐阜県各務原市
東海学院大学

2022年度入学者は岐阜県内学生が66.5%

【沿革】

- ・1963年1月東海女子短期大学を設立した。
- ・1981年1月東海女子大学を設立した。
- ・2007年男女共学となり、東海学院大学に名称変更した。
- ・現在、大学は2学部4学科、大学院、短期大学部で構成されている私立大学。

設置学校名	学部等又は学科名	
大学	健康福祉学部	総合福祉学科
		管理栄養学科
大学院	人間関係学部	心理学科
		子ども発達学科
短期大学部	人間関係学研究科	臨床心理学専攻
短期大学部	幼児教育学科	総在学者数 計1,399名 (2022年5月1日)

本学の障害等のある学生支援の歩み

・短期大学部を併設している、大学が2学部4学科、大学院、短期大学部で構成されている学生数約1400人の小規模な地方大学である。

・以前には身体障害の学生が在籍し、学内のバリアフリーは整備された経緯があった。

東海学院大学の障害等のある学生支援

・2016年度に障害学生支援委員会が発足。

・「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」では、身体障害、難聴、病弱・虚弱、精神疾患、発達障害等が散見されたが、2018年度までは学生からの支援要請や学科での支援の実態は集約されていなかった。

・専門委員会である障害学生支援委員会および、学生支援室の設置、支援コーディネーターが配置されていないため、障害学生支援委員会の教員が主な支援担当者となっており、支援体制は十分とはいえない。

本学の障害等のある学生支援の歩み

【2017年度 研修アンケートのエピソードから】

- ①発達障害が疑われる学生が在籍しレポートが書けない状態である。
- ②統合失調症の学生から病名を告げられ「お手伝いできることはありますか」と尋ねると授業の終了後にノートが取れないときは見せて欲しいと要請があった。
- ③現学生でLDの疑いのある人が在籍し対応が悩ましく単純に学力(努力)不足なのか、障害なのか判断が難しい。
- ④発達障害者は様々な内容があるので一律的な対応を取れない。
- ⑤聴覚障害の学生には、配付物を工夫し正面で話をするようにした。など

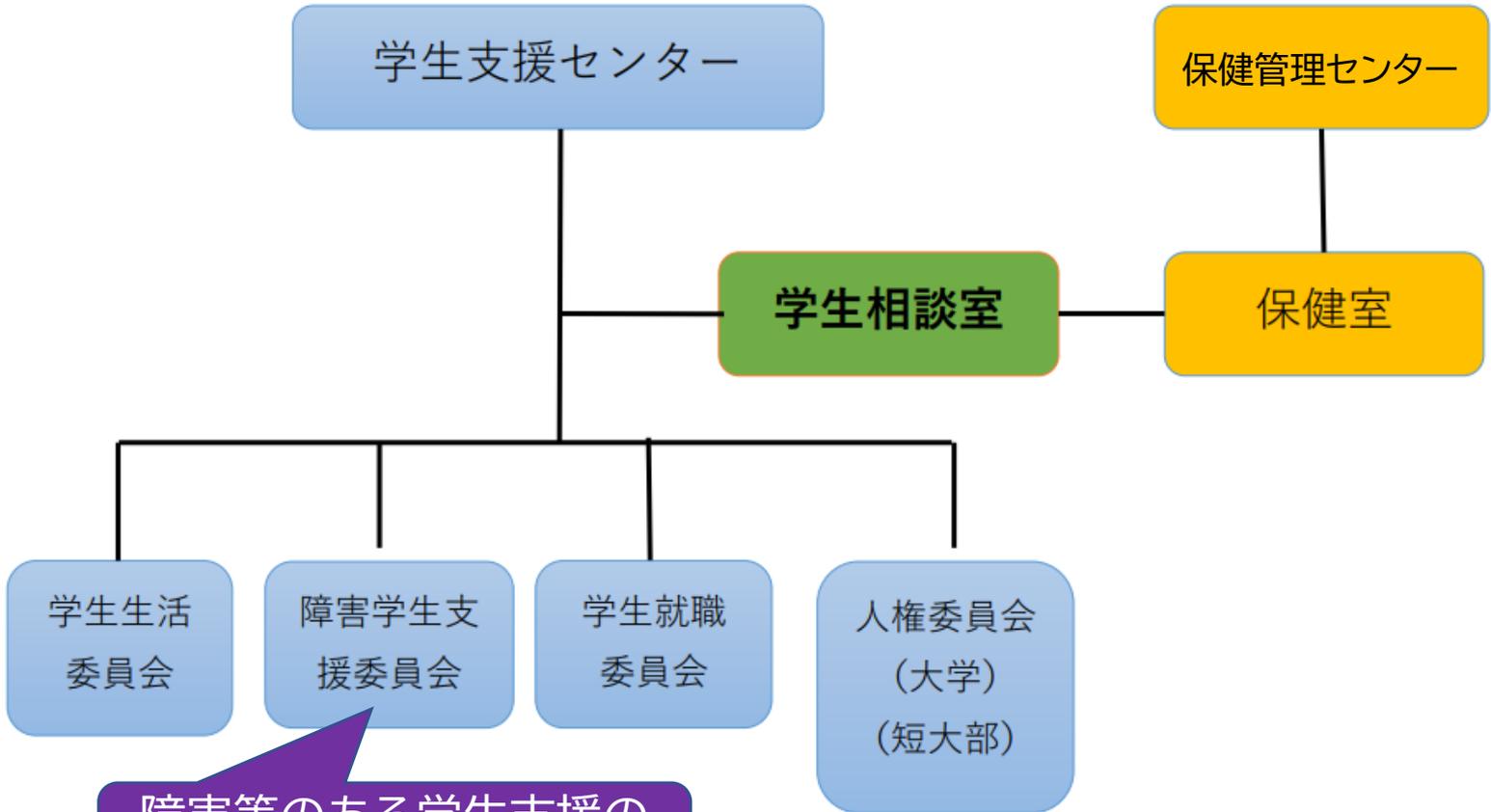
●実際には、教員は障害等の困難を有する学生に対して個々に努力して対応していることが明らかとなった。

【研修アンケートから：障害等のある学生支援に対するニーズ】

- ①合理的配慮が私立大学において努力義務になったことを知っていたが、自身の業務において対応が必要になったときにどうするかがとても難しいように感じた。
- ②大学としての体制整備があるととても良いと思う。学科を超えての対応を行う必要がある場合どのように連携を取っていくかについて考える必要があると感じた。
- ③障害学生支援に詳しい専門家に来ていただき指導・助言をしてもらおうと学生のためになる。本学でもこのような研修の取組があることは良いと思う。など

●教職員間の連携と、システム的な支援が開始されることを期待していることが明らかとなった

本学の学生支援体制



障害等のある学生支援の実務の実質を担っている

本学の障害等のある学生支援の歩み

年度	障害学生支援委員会の取り組み
2016	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に向け「障害学生支援委員会を発足」
2017	・全学研修会「大学における障害学生支援体制の現状と課題」 ・全学避難訓練での障害学生避難訓練
2018	・全学研修会「大学における障害学生支援体制の現状と課題—東海学院大学及び同大学短期大学部での取組—」 ・「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針」の策定 ・1年基礎ゼミでの理解啓発授業 ・全学避難訓練での障害学生避難訓練
2019	・全学研修会（「私立大学における障害等のある学生の支援」桜花学園大学教授柏倉秀克氏） ・支援システムの作成 ・1年基礎ゼミでの理解啓発授業 ・全学避難訓練での障害学生避難訓練
2020	・支援リーフレットの作成とリーフレットを活用しての教員研修と全学生配布 ・1年基礎ゼミでの理解啓発授業
2021	・支援リーフレットの1年生配布と説明、1年基礎ゼミでの理解啓発授業 ・全学研修会「本学における学生支援の現状と課題、聴覚障害学生の事例を通して」 ・全学避難訓練での障害学生避難訓練 ・聴覚障害学生のための学生ボランティアの組織。
2022	・支援リーフレットの1年生配布と説明、1年基礎ゼミでの理解啓発授業

本学の障害等のある学生支援の歩み

学生教職員へ理解啓発の取り組み

学生に対する基礎ゼミナールでの理解・啓発

- ・障害学生支援委員会所属教員が1年生の前期の基礎ゼミナールで障害学生支援の現状の取り組みの授業を実施し、本学の支援理念を伝えた。

研修会への参加

- ・障害学生支援に関する情報は、研修会に積極的に参加し収集した。
- ・東海地区障害学生支援担当者会、日本学生支援機構体制整備支援セミナー等に参加した。

全学避難訓練の取り組み

- ・毎年実施されている全学避難訓練において、障害のある学生を想定した避難訓練を、学生ボランティアで実施した。

教職員に対する理解・啓発

- ・教職員の理解啓発活動として、毎年1回学内外の講師による研修会を実施した。

本学の障害等のある学生支援の歩み

年度	障害学生支援委員会の学生支援の推移
2016	・発達障害の学生は散見されたが合意形成のある合理的配慮のある支援はなされていなかった。
2017	・発達障害の学生は散見されたが合意形成のある合理的配慮のある支援はなされていなかった。
2018	・発達障害の学生は散見されたが合意形成のある合理的配慮のある支援はなされていなかった。
2019	・視覚障害学生の入学にあたり合意形成のある合理的配慮のある支援が開始された。
2020	・視覚障害学生、身体障害学生、発達障害のある学生に、合意形成のある合理的配慮のある支援がなされた。
2021	・視覚障害、発達障害・発達の困難、精神疾患、心身の不調、てんかん、身体障害、聴覚障害への合意形成のある合理的配慮のある支援がなされた。
2022	・視覚障害、発達障害・発達の困難、精神疾患、心身の不調、てんかん、身体障害、聴覚障害・病弱の学生への合意形成のある合理的配慮のある支援がなされた。 ・障害の重い肢体不自由学生の入学に当たり、「重度障がい者大学修学等支援事業」が開始された。

学生支援体制の取り組み

(1)「障害等のある学生支援に関する基本方針」の策定

・障害のある学生、修学上の何らかの困難を有する学生などを対象とした基本方針を策定し周知するとともに、定例の会議で各学科の支援事例の収集を開始した。

・本学の「障害等のある学生支援に関する基本方針」は、国大協による「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」や障害学生支援の東海地区の拠点校である大学の基本方針を参照し、本学が実現可能な内容を検討して策定した。

・理念・目標には、第一に、建学の精神「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」のもと、学是「人づくり」に基づき、障害の有無に関わらず、一人ひとりの学生が、お互いの人格や個性を尊重し協力しあい成長し、社会参加ができるための支援を行う事を明記した。

・第二に、全国的には発達障害等の困難を有する学生や、診断はないが学修や実習等に何らかの困難を有する学生が増加しているが、本学も同様な傾向がみられたことから、「障害学生の支援とともに、修学上の何らかの困難を有する学生に対する学修支援を行ない、すべての学生の能力や適性に応じた支援を適切に対応するための必要な事項を定める」とし「**障害等のある学生支援に関する基本方針**」とした。

支援の**基本方針**

本学では、障害のある学生だけでなく様々な生きづらさのある学生を含めて支援するために**基本方針を策定(2018)**した。

(抜粋)東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における **障害等**のある学生支援に関する基本方針

- ①本学は、障害学生支援を行い、障害を理由に不当な差別的取り扱いや権利利益を侵害されることのないよう社会的障壁を除去します。
- ②本学は、障害学生の支援とともに、修学上の何らかの困難を有する学生に対する修学支援を行ない、すべての学生の能力や適性に応じた支援を適切に対応するための必要な事項を定めます。 (抜粋)



**障害のある学生だけでなく、大学生活に困難を感じている
学生も、ともに学び助け合う大学づくりをめざしている**

障害等のある学生支援に関する基本方針

東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における 障害等のある学生支援に関する基本方針

1 理念・目標

東海学院大学短期大学部及び東海学院大学(以下「本学」という)は、建学の精神「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」のもと、障害の有無に関わらず、一人ひとりの学生が、お互いの人格や個性を尊重し、協力しあい、成長し、社会参加ができるための支援を行います。

(1)本学は、「障害者の権利に関する条約(2006年12月国連総会採択)」、「障害者基本法(昭和45年法律第84号)」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」及び、同対応指針(平成27年11月26日付27文科初第1058号)の理念を実現するための、障害学生^{注1}支援を行い、障害を理由に不当な差別的取り扱いや権利利益を侵害されることのないよう、社会的障壁^{注2}を除去します。

(2)本学は、障害学生の支援とともに、修学上の何らかの困難を有する学生に対する修学支援を行ない、すべての学生の能力や適性に応じた支援を適切に対応するための必要な事項を定めます。

2 基本方針

(1)本学は、理念・目標を達成するために、「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学障害学生支援委員会」を置き、相談窓口をはじめとする学内支援体制を整え、障害等のある学生に対する学生支援を推進するとともに、すべての学生や教職員に対し、支援が必要な学生及び障害等に対する理解促進、啓発に努めます。

(2)本学は、日常的な教育や指導などの場において、障害等のある学生に対して、修学上の差別や不利益が生じないように努めます。

(3)本学は、障害等のある学生から、支援及び社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(意思の表明する支援を含む)があった場合は、双方の建設的対話による合意形成により、必要な支援及び合理的配慮の提供を行ないます。支援や合理的配慮の提供においては、障害等の状態や環境等の変化に応じて、適時、見直しに努めます。

(4)本学は、障害等のある学生の保護者等と連携し、必要に応じて学外の関係機関及び専門家とも連携します。

(5)本学は、障害等のある学生の受け入れ姿勢、支援方針を明確にし、情報の公開に努めます。

(6)本学は、障害を理由に不当な差別的取り扱いや権利利益の侵害に関する紛争の防止又は解決のために体制を整備します。

(7)障害等のある学生を支援するうえで知り得た個人情報(「個人情報の保護に関する学校法人神谷学園の基本方針」及び「学校法人神谷学園に置ける個人情報保護に関する規程」により厳密に管理し、第三者に情報開示や提供が必要な場合は、原則として本人の同意を得るものとします。

ただし、学生支援を行うために連携が必要と判断した場合は、守秘義務を十分に遵守し、支援者間での個人情報の共有を行います。

注1 障害者とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとする。

注2 社会的障壁とは、障害があるものにとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会的物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号))

相談と合意、評価を大切にした支援システム

本学の支援は、まず丁寧な相談から開始します。

1. 相談

まずは学内にある部署に相談をしてみましょう。

学生相談室、保健室、学生生活課、各学科担任教員、科目担当教員

支援や配慮に関する相談記録、対応した教職員から担任へ連絡。

2. 支援の面談・申請

支援を申し出る学生は障害の状態、困っていること、支援して欲しいことを教えて下さい。

- ・担任と学科の障害学生支援委員で面談。
- ・学科会議で検討・承認の後、障害学生委員会で審議し、全学周知を行う。
- ・根拠資料とは①医療機関からの診断書②心理士等の意見書③学科からの要請④その他(高校からの申し送り等)である。
- ・根拠資料がない場合は、学科での配慮や、学科長からの意見書でもよい。

3. 関係者による支援内容の検討

相談者と担任、各学科の障害学生支援委員により学科内で対応するか委員会で対応するか支援内容を話し合います。支援内容は、科目担当教員に連絡しますが、相談者からも必要な支援の説明をしてもらいます。

・修学上の困難に対する配慮や支援の申請書、必要に応じて合理的配慮で得られた情報についての承諾書を提出。

4. 支援開始 できる支援内容から開始します。

・障害等のある学生への合理的配慮の通知:各履修科目教員に周知。

5. 定期的な面談

学期末には振り返りを行い次につなげます。

・障害等のある学生への合理的配慮後教員から意見を聞き、担任と障害学生支援委員で、学生と懇談し次期に繋ぐ。

相談と合意、評価を大切にした支援システム

相談から開始する

・入学前相談
(オープンキャンパス、事前個別相談: **入学試験課**)

・入試相談
(入試の合理的配慮: **入学試験課**)

・入学前相談
(入学にあたって、支援会議、高校からの聞き取り: **学科**)

・入学後
(支援の要望、生活の様子: **学科**)

・各学期ごと
(学期はじめ、終わりに評価見直し: **学科**)

支援や配慮に関する相談記録	
日時: ○○○○年○月○日(○) ○:○ ~ ○:○	
相談者: ()学部()学科 学籍番号()氏名()	
相談 ・ 申し込み ・ 見直し (該当事項に○印を付ける)	
参加者:	
記録者:	
・内容	
・必要とする支援	
①	
②	
③	

相談と合意、評価を大切にした支援システム

支援の申請

- ・支援は申請制
- ・困難に対する配慮や支援は相談内容をもとに、当事者が記述する
- ・**根拠資料**の提出
(各種障害者手帳、診断書、心理士等の意見書、医師の意見書、高校からの申し送り、入学時の個人調書の記述、学科長の意見等)

年 月 日

修学上の困難に対する配慮や支援の申請書

東海学院大学 障害学生支援委員会 様
〇〇〇〇学部 〇〇学科長 様

所属(学部等)

学籍番号

申請者氏名 _____ 印

保証人 _____ 印

下記のように、修学上の困難に対する配慮や支援を申請いたします。また、支援を行うために必要な場合、関係者間で情報が共有されることを了承します。

記

○修学上の困難に対する配慮や支援の内容について

○根拠資料(別紙添付)

相談と合意、評価を大切にした支援システム

承諾書

・合理的配慮で得られた情報の保護の約束

(板書の写真、動画、事前配信のPPT、授業の録音、ノートテイクのまとめなど)

年 月 日

合理的配慮で得られた情報についての承諾書

東海学院大学 障害学生支援委員会 様
○○○○学部 ○○学科長 様

所属(学部等)

学籍番号

申請者氏名

印

保証人

印

下記のとおり、合理的配慮で得られた情報は情報保護のため、学修目的の使用に限定することを了承します。

記

- ①学科の障害学生支援委員会所属の教員、科目担当教員等と配慮内容を相談し許可を得ます。
- ②配慮された内容や情報(データ)等は、他の学生に見せることはなく、学修後は必ず消去し残しません。
- ③配慮された内容や情報(データ)等はSNS上にあげるなど一切いたしません。

以上

相談と合意、評価を大切にした支援システム

年 月 日

教員各位

〇〇学科 学科長 〇〇〇〇
障害学生支援委員会 委員長 〇〇

障害等のある学生への合理的配慮の通知

〇〇学部〇〇学科〇年次 学籍番号:()〇〇さんは、今学期、以下の教員がご担当の授業を受講しています。

〇〇さんは～障害があるため本人より支援要請がありました。そのため、その支援内容をお知らせいたしますのでご確認の上、ご配慮くださいますようお願いいたします。

このことは、本学の「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針」に従い、本人・担任・障害学生支援委員会担当教員で話し合い、合意できた事項に関し、学科会・障害学生委員会の審議をへて合理的配慮としての支援を行うものです。

なお、本人には、修学支援を行う目的については、関係する教員に名前と修学上の困難についてお知らせすることはさし支えない旨、承諾を得ています。

記

学籍番号:〇〇さんの受講科目

受講科目	曜日	授業時間	授業担当教員

現在の様子について

学修上の配慮事項について

担任 〇〇学科 東海 太郎

【問い合わせ先】上記の件につきまして、質問等のある方は以下にご連絡ください。

・障害学生支援委員会委員長 人間関係学部子ども発達学科
〇〇

E-mail 〇〇@tokaigakuin-u.ac.jp

・学生部学生生活課 〇〇

E-mail 〇〇@tokaigakuin-u.ac.jp

相談と合意、評価を大切にした支援システム

令和4年 月 日

該当教員各位

障害学生支援委員会
委員長 ○○

障害等のある学生への合理的配慮後アンケートのお願い

○○学科○年学籍番号:○○さんの令和4年度前期合理的支援につきましてご対応いただきありがとうございます。

ご多用のところ恐れ入りますが、後期支援に活かしたいと思いますので、下記アンケートへお答えいただき8月31日(水)までに学生生活課までご返信願います。

◆ご回答いただいている先生の氏名	
◆該当学生の担当科目名	
1.令和4年度前期 該当学生の合理的支援について不都合がありましたか。 ○印をつけてください。	ある ない
2.不都合があった場合、その内容を具体的に記述願います。	
3.その他ご意見等がありましたら記述願います。	

※「東海学院大学短期学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針」に従い、本人・担任・障害学生支援委員会担当教員で話し合い、合意できた事項に関し、学科会・障害学生委員会の審議を経た合理的配慮としての支援。

※裏面もご参照願います。裏面は学習上の配慮事項についてが記載されています。

【】問い合わせ先】 障害学生支援委員長:健康福祉学部 総合福祉学科 ○○
学生部学生生活課 ○○

支援の評価

・学期ごとに障害等のある学生が履修した教員への支援アンケートを行い、次の支援につなげる

今後の障害等のある学生の支援に向けて

視覚障害のAさんの事例を通して

- ・中学校時代に視覚障害となり県立盲学校に転校。
- ・高等部時代は、障害に対する自己との葛藤、趣味や障害者スポーツとの出会い。
- ・大学は理療科系に進学したが、特別支援学校の教員を目指して本学に再入学した。

*本事例は紹介するにあたり、事前に趣旨を説明し承諾を得ている。

1年:入学前相談を受け、「この大学なら受け入れてもらえると感じた」と言い入学を決めた。自分から支援を求めてきた。合理的配慮事項は、板書の写真撮影、実習科目の相談、音読の配慮、資料の事前配布、座席の位置、試験の時間延長1.3倍。教員には気軽に支援を求めたりできたが、周囲の学生に自分の障害を開示することなく、支援を求めることはなかった。

2年:合理的配慮事項は変わらず、コロナ禍でリモートの時は聞くことを中心にした。3年の小学校教育実習に向けても、自己開示はできないでいた。知らない人にはいいが、身近な学生には言いたくない。

3年:合理的配慮事項は変わらず、教育実習に向けて、実習指導の中で自分のことを少し話せるようになってきた。小学校教育実習は、学科の障害学生支援委員会の教員が担当になり実習先と相談を行いながら実施した。通常学級では、挙手の際に手が見えないこと、子どもの急な動きに対応できないという申し出から児童数の少ない情緒固定学級で行った。

4年:合理的配慮事項は変わらず、教員採用試験に向けて「もし落ちたら障害のある自分は講師になることができるのだろうか、できないかもしれないからどうしても合格したい」と話した。採用試験は障害者枠で受験し、面接練習では他の学生の前で高等部時代のことを話すようになった。

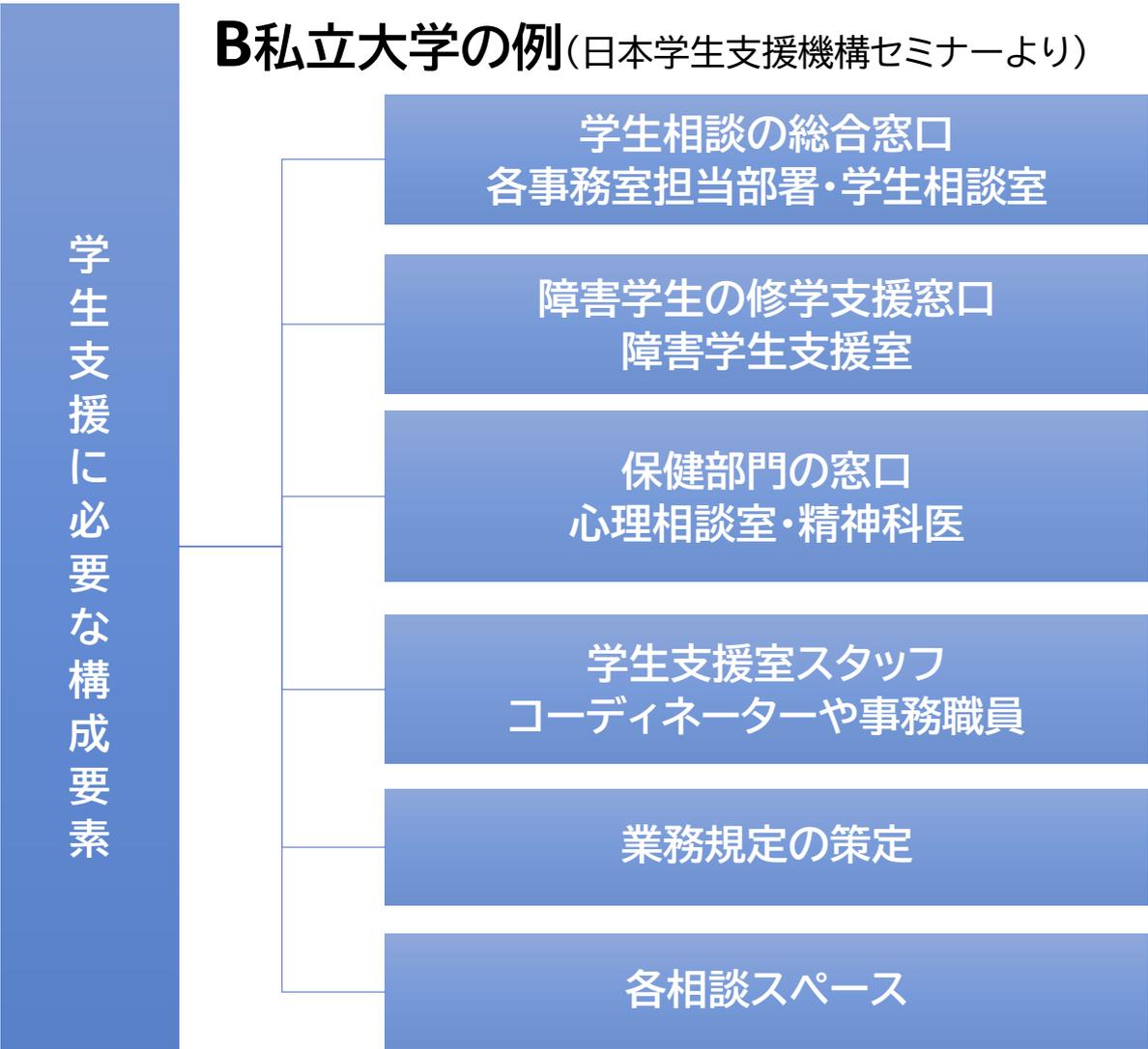


障害等のある学生の支援は、合理的配慮を適正に行うことと併せて、大学教育を通していかに社会移行に向けた準備ができるか、様々な葛藤を聞き成長発達を促すことができるかにある。

今後の障害等のある学生の支援に向けて

学生支援室設立への取り組みを考える

B私立大学の例(日本学生支援機構セミナーより)



・支援の中心は担任・科目担当者
・障害等のある学生を**チーム**で支える



学生支援コーディネーターが中心となり

- ・所属学科
- ・授業科目担当
- ・学生支援室・障害学生支援室
- ・保健部門心理相談室
- ・各事務担当部署学務
- ★必要な部署と**チーム**

支援学生の支援会議と調整機能を果たす専任の**学生支援コーディネーターの配置**は必須。

今後の障害等のある学生の支援に向けて

本学は、学生に対し教員の目が行き届きやすい現状ではあるが、その支援の方策はまだまだ学科の教員に任されていることが多く、専任支援教職員での継続した支援と支援内容の蓄積や共通理解が求められる。

*各実習がうまく行かない・不登校・成績不良・留年、など。

- (1)相談窓口としての障害学生支援室の設置。
- (2)支援を支える学生支援コーディネーターなどの専任支援教職員の配置。
- (3)学生・教職員・保護者の理解・啓発と学内連携。
- (4)外部研修での情報収集と地域大学との連携。



障害等のある学生の支援は

- ①共生社会にふさわしい大学をつくり、学生を円滑に社会移行させていく大学の使命に合致している。
- ②面倒見のよいあたたかな大学として地域で信頼される大学をつくる一端を担っている。

インクルーシブな大学教育と障害学生支援

■全国障害者学生支援センターが実施した「大学における障害学生の受け入れ状況に関する調査(2020)」から

・全国の障害学生支援で把握している**根拠資料のある知的障害学生の在籍**は、調査回答大学393大学の内**25大学**。40数名の在籍があるが、その支援実態はあきらかになっていない。

■ 私立大学:43.3%に知的障害者の**「受験は可」と回答はあるが、知的障害学生の支援についてほとんどの大学に記述はない。**

少子化・多様な入試の形態の中で、様々な困難を有した学生たちが入学してくる現状がある。**発達特性に合わせた学びの機会と社会参加の可能性を広げていくためには、大学教育は不可欠な学びの場**であり(池田・高橋:2020)、**大学の障害学生支援のあり方も広い視野が求められる。**

OECD諸国 知的障害者は各国の障害者差別禁止法等により、おおよそ**23歳頃まで長期的発達支援の一環として、大学(高等教育システム)における特別な教育プログラムが展開**されている。(池田ほか:2021)

米国 **全大学の約7%に知的障害学生のための教育プログラム**が用意されている(Think college:2019)。

■ アメリカの知的障害者大学プログラムの修了証明については**ほとんどが非学位であり、修了時に各大学プログラムの証明書が発行**されていた。

■ **学ぶ意思が明確であり、将来のキャリア形成と社会的自立的生活を**目指すことが求められている。

支援リーフレット

●障害等のある学生の修学支援の目的は、単位取得や卒業を保障するものではなく、他の学生と同じように学ぶことができる機会を保障することです。
*日本学生支援機構「合理的配慮ハンドブック」抜粋し参照

Q どのようなことが
相談できますか？

事例として

- ①黒板の字が見えにくいなどの他、視覚障害がある。
- ②教員の講義が聞き取りにくいなどの他、聴覚障害がある。
- ③体育実技で医師から禁止されている運動がある。
- ④車いすのため10分間で教室移動することが難しい。
- ⑤教員の話の聞いたり、パワーポイントを見ているとメモが取れない。
- ⑥実習のグループで知らない人が多いとどうしたらよいか分からないことがある。
- ⑦実習の計画を立てたり、必要なことを書くなどを一人で行うことが心配だ。

など

「日本学生支援機構合理的配慮ハンドブック」より抜粋し参照



教職員は障害のある学生や修学上困難があり大学生活に困りごとを感じている学生に、教育上必要とする支援を行います。一人ひとりの困りごとを丁寧に聴き、適切な環境づくりに努めます。

他の人に知られたくないのですが

相談内容の秘密は守られます。
学科等への協力依頼については本人の了解を得て行うなど相談して行います。

東海学院大学
東海学院大学短期大学部

〒504-8511
岐阜県各務原市那加桐野町5-68
Tel 058-389-2200(学生生活課)
E-mail soudan@tokaigakuin-u.ac.jp

障害等のある 学生の修学支援 について



東海学院大学
東海学院大学短期大学部
障害学生支援委員会

本学の支援について

(1) 本学は、「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針」に基づき、障害のある学生及び修学上困難のある学生の支援を推進します。

(2) 本学は、障害等のある学生が日常的な教育や指導などの場において、修学上の差別や不利益が生じないように努めます。

(3) 本学は、障害等のある学生から、支援を必要としている旨の意思の表明や相談があった場合は、相談の上、双方が合意できる内容の合理的配慮に基づく支援の提供を行います。

(4) 本学は、障害等のある学生の支援では、保護者や学内外の関係部署、関係機関及び専門家とも連携することがあります。



※「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針」より抜粋し参照。

どこでも相談ができます



支援の対象学生について

- 本学では障害等のある学生を「障害のある学生及び修学上困難のある学生」としています。
- 本学でいう障害のある学生とは「障害者基本法」を基準としています。

Q 合理的配慮とは？

● 障害のある人が受ける社会障壁(困りごと)を取り除くように意思を伝えた場合、双方が合意できる内容で個別に調整や変更等を行うことです。その対応は過剰な負担のない範囲で行うことと示されています。

※内閣府リーフレット「合理的配慮」を知っていますか？(障害者差別解消法)より抜粋し参照。

支援の流れ

本学の支援は、まず丁寧な相談から開始します。

1. 相談

まずは左の図にある部署に相談をしてみましょう。

2. 支援の面談・申請

支援を申し出る学生は障害の状態、困っていること、支援して欲しいことを教えて下さい。

3. 関係者による支援内容の検討

相談者と担任、各学科の障害学生支援委員により、学科内で対応するか委員会でも対応するか支援内容を話し合います。

支援内容は科目担当教員に連絡しますが、相談者からも必要な支援の説明をしてもらいます。

4. 支援開始

できる支援内容から開始します。

5. 定期面談・振り返り

学期末には振り返りを行い次の期へつなげます。

【文献】

- 姉崎洋一(2015)近年の大学政策・大学教育の動向と課題—特別な支援を必要とする学生への大学教育の課題—、『障害者問題研究』43(2)。
- 池田 敦子・横山 真理(2019)大学における障害学生支援体制の現状と課題—東海学院大学及び同大学短期大学部での取組—、『東海学院大学年報』(4)。
- 柏倉秀克(2021)令和3年度障害学生支援理解・啓発セミナー基調報告。
- 向井啓二(2007)大学におけるさまざまな取り組み ダウン症などの知的障害の人への大学における教育(特集 大学における特別な教育的ニーズへの対応)、『障害者問題研究』35(1)。
- 日本私立学校振興・共済事業団 私学経営情報センター 私学情報室(2021)令和3(2021)年度 私立大学・短期大学等 入学志願動向。
- 高橋智・池田敦子・田部絢子(2020)当事者のニーズから考える知的障害教育の機能・役割、『障害者問題研究』48(1)。
- 全国障害学生支援センター(2020)大学案内2020障害者版。